

農家民泊をご存知ですか？ 受け入れ家庭になってみませんか？

現在、下石崎地区を中心に活動している「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会」では、海外や都市部の児童や生徒たちを対象に、一般家庭に宿泊して、地域が持つ豊かな自然、伝統、郷土文化が体験できる「農漁業体験型民泊」を実施しています。

体験側、受入側の双方から「心温まる交流を通して、貴重な体験ができた。」「茨城町はとっても良いところで、また来たいと思った。」「素敵な体験ができて本当に良かった。親切にしてくれてありがとう！」など数多くの声が寄せられています。

町では、教育の場として、地域の活性化にも繋がる受け入れ家庭の拡充を推進しています。

「受け入れ家庭」を希望される方、また、民泊や農漁業等体験を見学したい方、民泊について詳しく知りたい方は、農業政策課までお問い合わせください。

- ※農家でなくても、受け入れ家庭になることができます。
- ※宿泊（3～4人程度）を受け入れた家庭には、1泊2食の体験指導料として、1人当たり、小学生まで5,000円、中学生以上6,000円が支払われます。

ひろうら田舎暮らし体験推進協議会の受入予定 (平成30年6月現在)

受入日	受入者	予定人数
7月13日(金)～15日(日)	ベトナム 学生	25人
7月19日(木)～20日(金)	台湾 学生	25人
7月27日(金)～28日(土)	台湾 高校生	25人
8月6日(月)～7日(火)	町内及び群馬県玉村町 小学生	40人
10月14日(日)～15日(月)	タイ 中学生、引率者	25人

※あくまでも予定ですので変更となる場合があります。

【問合せ先】 農業政策課 ☎ 029-240-7118 (直通)



平成30年 自衛官募集

下記のとおり自衛官を募集します。

募集要項	航空学生 (海・空)	一般曹候補生 (陸・海・空)	自衛官候補生 (陸・海・空)
受付期間	7月1日～9月7日	年間を通じて受付	年間を通じて受付
応募資格 (日本国籍を有すること)	海：高卒(見込)18歳以上23歳未満 空：高卒(見込)18歳以上21歳未満 (平成31年4月1日現在)	18歳以上27歳未満 (平成31年4月1日現在)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)
試験期日	9月17日	9月21日～23日のうち指定する1日	試験の詳細については下記連絡先へお問い合わせください。
初任給等	167,700円 ※平成30年1月1日現在法律の改正により改定される場合があります。	自衛官候補生期間(3ヶ月) 131,800円 2士昇任後 167,700円 自衛官任用一時金有り 176,000円	
給料等	衣食住 衣食住についての手厚いサポートがあります。	航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロット及び戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。最も早く機長として活躍できる。	部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み入隊後2年9か月以降、選考により曹へと昇任。
連絡先等	茨城町 町民協働課 ☎ 029-291-8802 自衛隊茨城地方協力本部 ☎ 029-226-9294 http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ E-mail hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp	茨城県水戸市 課税第二課 ☎ 029-222-1144 茨城県水戸市 課税第一課 ☎ 029-222-1144	茨城県では、県内において事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

▼対象 茨城県在住・在勤・在学の方。受講後、ボランティア通訳ガイドを志す方。積極的に協力する意欲をお持ちの方。

▼募集人数 上級コース(英検1級程度)20人程度、中級コース(英検2級程度)90人程度

▼参加費 無料(交通費、昼食代などは自己負担)

▼申込方法 申込用紙(HPよりダウンロード)により、FAX、Eメール(PC)のいずれかでお申し込みください。

通訳ガイドボランティア育成講座 参加者募集

(公財)茨城県国際交流協会では、英語の通訳ボランティアとして観光ガイドを行うための研修講座を開催します。

コース	日時	内容
上級	8月25日(土) 午前10時～午後3時	通訳ガイドの心構え
中級	9月15日(土) 午前10時～午後3時	茨城観光ガイドの基礎知識
○(日程をひとつ選択)	10月13日(土) 午前10時～午後3時	常陸太田方面
	10月27日(土) 午前10時～午後3時	北茨城方面
	11月17日(土) 午前10時～午後3時	ひたちなか市方面

茨城県では、県内において事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

課税第二課 ☎ 029-222-1144

課税第一課 ☎ 029-222-1144

茨城県では、県内において事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

課税第二課 ☎ 029-222-1144

課税第一課 ☎ 029-222-1144

茨城県では、県内において事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

事業用施設や事務所等を新設・増設する予定のある企業や個人の皆さまへ

課税第二課 ☎ 029-222-1144

課税第一課 ☎ 029-222-1144

小児・児童を対象とした 医療福祉費支給制度 マル福 の対象年齢を拡大します

小児・児童の医療福祉費支給制度(マル福)は、現在0歳から15歳(中学3年生)までを対象としています。平成30年10月1日から18歳(高校3年生)までに拡大します。18歳に達する日以後の最初の3月31日までが対象であり、就学や就職(社会保険に加入している)、婚姻しているかなどは問いません。

所得判定(下表「所得制限額の目安」参照)でマル福に該当する方には、「医療福祉費受給者証交付申請書」を7月下旬に送付しますので、期限までに申請書を提出してください(郵送による申請も可能です)。

また、転入された方など所得が確認できない方には、7月下旬に「申請案内通知」を送付しますので、必要書類を持参のうえ申請手続きをお願いします。

なお、ひとり親マル福や障害者マル福に該当している方は、10月1日以降も現在お持ちの医療福祉費受給者証を引き続きご使用ください。

所得制限額の目安

合計扶養親族数	うち、老人扶養親族数	
	1人	2人
0人	622万円	
1人	660万円	666万円
2人	698万円	704万円
3人	736万円	742万円

左表の金額未満の場合に受給者証が交付されます。

※小児・児童の父母のうち所得が高い方で所得判定を行います。ただし、同一世帯の父母を除く扶養義務者の方の所得制限額は1,000万円となっておりますので、当該金額未満の場合に該当となります。

※扶養親族1人につき38万円を加算します。さらに、老人扶養親族等については、1人につき6万円を加算します。

※所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

予防接種のお知らせ

二種混合、麻しん・風しん混合2期、日本脳炎2期の予防接種はお済みですか？

対象年齢を過ぎてしまうと全額自己負担になってしまいます。普段忙しく時間のとれない方は夏休みを利用して予防接種を受けましょう！

- 二種混合(破傷風・ジフテリア) 対象者：11歳以上13歳未満
 - 麻しん・風しん混合(MR)2期 対象者：平成24年4月2日～平成25年4月1日生のお子さん
 - 日本脳炎2期 対象者：9歳～13歳未満
- ※予診票がない方は、母子健康手帳を持参のうえ健康増進課(ゆうゆう館内保健センター)へお越しください(日本脳炎2期の予診票は9歳になる月末に送付しています)。
- 【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)



農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？

農地集積バンク 茨城県農地中間管理機構

農地を貸したい 農地を借りたい

農地中間管理事業のメリット 交付要件を満たした場合、次のような支援が受けられます。

地域集積協力金 10,000円/10a 経営転換協力金 10,000円/10a 耕作集積協力金 5,000円/10a

茨城県農地中間管理機構 ☎ 029-239-7131

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211